

石綿健康被害救済基金の残高に関する試算について

1、試算における仮定

(基金への拠出額)

- 一般拠出金及び特別拠出金については、現状の額が維持され、直近5年（平成29年度から令和3年度まで）の平均額である35億円が各年基金に拠出されるものと仮定した。

(支出額の増加率)

- 直近5年（平成28年度から令和3年度まで）の支出額の増加率平均が約7.5%であることから、令和4年度から支出額がピークとなる年度までは年8%ずつ支出額が増加すると仮定した。
- 支出額の増加率の算定式： $(4,886,555,775(\text{円})/3,405,281,903(\text{円}))^{\frac{1}{5}} - 1 \approx 0.075$
- ピーク時の支出額の算定式：
 - 令和12年度の場合： $4,886,555,775(\text{円}) \times 1.08^9 \approx 98 \text{ 億}(\text{円})$
 - 令和16年度の場合： $4,886,555,775(\text{円}) \times 1.08^{13} \approx 133 \text{ 億}(\text{円})$

(支出額がピークとなる年度)

- 支出額のピークについては、中皮腫死亡者数は現在引き続き増加傾向にあり、有識者の推計資料によれば中皮腫死亡者数のピークは令和12年～令和16年(Murayama T et al. 2006. Estimation of future mortality from pleural malignant mesothelioma in Japan based on an age-cohort model. *Am J Ind Med* 49:1-7.) 頃とされていることから、令和12年度及び令和16年度を仮定した。

(支出額が0となる年度)

- 支出額が0となる年度については、
 - ① 平成24年には新たな石綿製品の使用が完全禁止されたこと
 - ② 石綿関連疾患の一部はばく露から発症まで30年から40年程度かかること
 - ③ 未申請死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限は死亡の時から25年を経過するまでであること
 から、平成23年に石綿を吸入し約40年後に石綿関連疾患を発症・死亡し、遺族が特別遺族弔慰金等の請求期限間近に給付申請を行う場合を想定して、令和60年度と仮定した。

- また、支出額はピーク年度以降漸減し、令和 60 年度に 0 となると仮定した。
- 各年における支出減少額の算定式：
 - 令和 12 年度ピークの場合：98（億円）/48（年） ≒ 2.04（億円／年）
 - 令和 16 年度ピークの場合：133（億円）/44（年） ≒ 3.02（億円／年）

2、試算結果

- （1）支出額のピークを令和 12 年度とした場合、基金残高は減少し続け、令和 20 年度には 0 を割り込む。
- （2）支出額のピークを令和 16 年度とした場合、基金残高は減少し続け、令和 17 年度には 0 を割り込む。